

条 例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二十七号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の前の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「日をいう」を「日（第三項及び第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同項ただし書中「、第三項の規定により勤務時間を割り振る学校職員（埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。）で定める者に限る。）については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において、県教育委員会規則の定めるところにより、週休日を設けることができ」を削り、同条第三項中「（県教育委員会規則）を」（埼玉県教育委員会規則（以下「県教育委員会規則」という。））に改め、「始業及び終業の時刻について」を削り、「考慮して」及び「なるように」の下に「、第一項の規定による週休日のほかに当該学校職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加える。

第六条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、学校職員に第四条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第七条第二項を次のように改める。

2 教育委員会は、次に掲げる場合には、県教育委員会規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

一 職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要があるとき。
二 学校職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。

三 学校職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。
第九条第四項及び第五項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するま

での」に改める。

第十七条第一項中「定める者」の下に「（第十七条の三第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十七条の二の次に次の二条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等）

第十七条の三 教育委員会は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、学校職員に対して、当該学校職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十七条の四 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 学校職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「同条第一項」の下に「又は学校職員勤務時間条例第四条第三項及び学校職員勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項」を加える。

（学校職員の給与に関する条例の一部改正）

3 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三第一項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「週休日」の下に「若しくは勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において

読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「同条第一項」の下に「又は学校職員勤務時間条例第四条第三項及び学校職員勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項」を加える。

(学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

5 学校職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十一年埼玉県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「基づく週休日」の下に「、同条例第四条第三項若しくは同条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を、「以下」の下に「この項においてこれらの日を」を加える。

(調整規定)

6 この条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和七年埼玉県条例第八号)に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。